

# 令和2年9月 川棚町議会定例会会議録

(第3日目)

令和2年9月11日 金曜日（午前10時開議）

出席議員（14人）

1番	福田	徹
2番	小谷	龍一郎
3番	毛利	喜信
4番	初手	安幸
5番	堀池	浩
6番	山口	隆
7番	小田	成実
8番	田口	一信
9番	高以良	壽人
10番	堀田	一徳
11番	炭谷	猛
12番	水谷	末義
13番	波戸	勇則
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直	喜
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文	夫
副 町 長	馬 場 直	英
教 育 長	竹 下 修	治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊	文
企画財政課長	野 上 英	了
新庁舎建設室長	琴 岡 美	昭
税 務 課 長	小 中 尾 寿	隆
健康推進課長	川 内 和	哉
会 計 課 長	末 永 安	江
住民福祉課長	成 富 浩	樹
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	福 田 多	肥
建 設 課 長	中 原 敬	介
ダム対策室長	田 川 義	信
水 道 課 長	森 文	博
教 育 次 長	荒 木 俊	行
行 政 係 長	井 原	和

## 議事日程

- 第 1 報告第 6 号 令和元年度決算に基づく川棚町の健全化判断比率及び資金不足比率の件
- 第 2 認定第 1 号 令和元年度川棚町一般会計決算認定
- 第 3 認定第 2 号 令和元年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定
- 第 4 認定第 3 号 令和元年度川棚町後期高齢者医療特別会決算認定
- 第 5 認定第 4 号 令和元年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定
- 第 6 認定第 5 号 令和元年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定
- 第 7 認定第 6 号 令和元年度川棚町下水道事業会計決算認定
- 第 8 認定第 7 号 令和元年度川棚町水道事業会計決算認定

( 1 0 : 0 0 )

**議 長** ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

( 1 0 : 0 0 )

**議 長** 日程第1、報告第6号「令和元年度決算に基づく川棚町の健全化判断比率及び資金不足比率の件」を議題といたします。報告内容の説明を求めます。町長。

**町 長** 皆様、おはようございます。報告第6号「令和元年度決算に基づく川棚町の健全化判断比率及び資金不足比率の件」について報告理由を説明いたします。

この健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、監査委員の審査に付しておりましたところ、このたび監査委員からその審査意見書の提出がありましたので、その意見書を添付して、議会に報告するものであります。

別紙にそれぞれの比率を表にして記載しておりますが、健全化判断比率及び資金不足比率のいずれも、国が示した早期健全化基準及び経営健全化基準以内の値となっております。なお、これら健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、今回の議会報告後速やかに公表を行うことといたしております。

詳細につきましては、企画財政課長から説明をいたしますので、よろしくお願いたします。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** それでは2枚目の別紙をご覧ください。

まず、1 健全化判断比率（法第3条関係）でございますが、健全化比率の行が本町の令和元年度決算に基づく実績でございます。

その下の行の早期健全化基準と財政再生基準は法で定めた基準で、これらの基準を上回ると市町村は財政の健全化、あるいは再生の計画を作成し、改善を図らなければならないという基準でございます。まず、健全化判断比率のうちの実質赤字比率及び連結実質赤字比率でございますが、この2つはい

ずれも実質収支が黒字であったため、赤字比率自体が生じておりませんので横線で示しております。実質公債費比率は8.1パーセントで、早期健全化基準の25パーセントを下回っております。将来負担比率は42.2パーセントで、これも早期健全化基準の350パーセントを下回っております。

次の2の資金不足比率でございますが、これは公営企業会計ごとの経営健全化判断を行うもので、水道事業会計、公共下水道事業会計、観光施設事業特別会計が対象となります。これら3つの特別会計はいずれも資金不足が生じていないため横線で示しているところでございます。

次に、表題を「健全化判断比率等の公表について」とした資料をお付けしております。そちらの方をご覧ください。1枚目に財政健全化法の目的や川棚町の財政状況について、2ページ以降につきましては健全化判断比率及び資金不足比率の計算基礎等についてお示ししたものでございます。3ページのほうでございますが、3ページの下段の表につきましては、年度ごとの資金不足比率を除いた指標数値の推移を示した表を掲げております。傾向としましては、実質公債費比率が平成30年度に引き続き1.6ポイント減少し、一定の改善が進んでおります。また、将来負担比率が平成30年度と比較して11.9パーセント減少となっており、この大きな減少につきましては、公共下水道事業が平成30年度に特別会計から企業会計へ移行したことにより、一般会計からの繰出基準額が減少したことによるもので、令和2年度まで同様の傾向が続くものと考えているところでございます。詳しい内容につきましては後ほど資料をご覧ください。説明は省略させていただきます。

報告につきましては以上のとおりです。なお、財政健全化法に規定する健全化指標の公表につきましては、例年どおりお配りした公表資料をホームページに掲載し、また、概要を示したものを広報誌に掲載することにより公表したいと考えているところでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

**議 長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

( 1 0 : 0 6 )

**議 長** 次に、日程第 2、認定第 1 号「令和元年度川棚町一般会計決算認定」から日程第 8、認定第 7 号「令和元年度川棚町水道事業会計決算認定」までを、川棚町議会会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長** 認定第 1 号「令和元年度川棚町一般会計決算認定」から認定第 7 号「令和元年度川棚町水道事業会計決算認定」までを一括上程いただきましたので、併せてご説明いたします。

まず、認定第 1 号「令和元年度川棚町一般会計決算認定」から認定第 5 号「令和元年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」までについてであります。これらの決算につきましては、会計管理者から決算の提出を受け、去る 7 月 31 日、地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、監査委員の審査に付しております。このたび、9 月 3 日に監査委員から当該決算に係る審査意見書が提出されましたので、同条第 3 項の規定によりその意見を付し、議会の認定をお願いするものであります。

監査委員の審査結果につきましては、「審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その係数は正確であることを認める。また、予算の執行、財務に関する事務処理及び財産の管理についても、概ね適正に処理され、各種事業は概ね所期の成果を収めていると認める」とのご意見をいただいたところであります。

続きまして、認定第 6 号「令和元年度川棚町下水道事業会計決算認定」についてご説明いたします。認定第 6 号につきましては、令和元年度川棚町下水道事業会計決算の提出を受けまして、去る 6 月 19 日に地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により、監査委員の審査に付しております。このたび、8 月 28 日に監査委員からの当該決算に係る審査意見書が提出されましたので、同条第 4 項の規定によりその意見を付し、議会の認定をお願いするものであります。

監査委員の審査結果につきましては、「審査に付された下水道事業会計の

決算報告書、財務諸表その他附属書類は、関係法令に準拠して作成され、経営成績及び財政状況を概ね適正に表示していると認める」とのご意見をいただいたところであります。

次に、認定第7号「令和元年度川棚町水道事業会計決算認定」についてご説明いたします。認定第7号につきましては、令和元年度川棚町水道事業会計決算の提出を受けまして、去る6月2日、地方公営企業法第30条第2項の規定により、監査委員の審査に付しております。このたび、8月28日に監査委員からの当該決算に係る審査意見書が提出されましたので、同条第4項の規定によりその意見を付し、議会の認定をお願いするものであります。

監査委員の審査結果につきましては、「審査に付された水道事業会計の決算報告書、財務諸表その他附属書類は、関係法令に準拠して作成され、経営成績及び財政状況を適正に表示していると認める」とのご意見をいただいたところであります。

その他詳細につきましては、会計管理者並びに担当課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、認定いただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

**議 長** これから各担当課長により追加説明、補足説明を受けますが、説明が長くなるようでしたら着座にて説明されて結構ですので、よろしくご対応ください。

それでは、一般会計についての追加説明を求めます。会計管理者。

**会計管理者** はい。それでは、初めに私の方から一般会計の決算について総括的な部分のご説明をいたします。お手元にお配りしております「令和元年度川棚町一般会計 特別会計歳入歳出決算書及び附属書類」と、本日お配りします「令和元年度川棚町一般会計歳入歳出決算書補足説明資料」でご説明させていただきます。まず、決算書事項別明細書の71ページをお開きください。

ここには、実質収支に関する調書を記載いたしております。1の歳入総額は66億2,850万3,471円です。2の歳出総額は64億9,024万5,916円です。よって、3の歳入歳出差引額は1億3,825万7,555円となります。4の翌年度へ繰り越すべき財源は、(2)の繰越明許費繰越額の2,007万円のみでございます。5の実質収支額は3の歳入

歳出差引額から、4の翌年度へ繰り越すべき財源の額を差し引いた1億1,818万7,555円の黒字となっております。次にページを戻りまして、決算書の2ページから9ページをご説明いたします。2ページから5ページまでが歳入となります。それでは決算書の4ページから5ページをお開きください。

歳入合計は予算現額67億8,402万9,000円に対し、調定額67億3,898万7,909円、収入済額66億2,850万3,471円、不納欠損額2,040万7,410円、収入未済額9,007万7,028円であり、予算現額と収入済額との比較は1億5,552万5,529円の減となっています。次に、款ごとの説明をいたしますので、本日お手元にお配りしております補足説明資料をご覧ください。

1ページが歳入について記載しております。ここでは新設されたものと主なものについて、簡単にご説明します。

2款地方譲与税につきましては、国が国税として徴収し、一定の基準によって地方公共団体に譲与することとされているものであり、今回森林環境譲与税が新設されており、前年度比4.2パーセント増となっています。決算書事項別明細書の12ページから13ページに記載をしております。記載ページについては後ほどご確認ください。

8款自動車税環境性能割交付金につきましては、これまでの自動車取得税が税制改正により廃止され、令和元年10月1日以降は環境性能割が適用されることとなり、今回新設されたものです。決算書事項別明細書の14ページから15ページに記載しています。

9款地方特例交付金につきましては、国の制度変更等により地方負担の増や地方の減収が生じた場合などに特例的に交付される交付金のことです。今回は子ども・子育て支援臨時交付金が新設され、前年度比168.3パーセント増となっています。決算書事項別明細書の14ページから15ページに記載しています。内容は、令和元年10月1日に開始した幼児教育・保育の無償化に係る地方負担について、初年度は消費税率引き上げに伴う地方の増収がわずかであることから、全額国費により対応するものです。

10款地方交付税につきましては、2,292万円の増額で、前年度比1.1パーセント増となっています。決算書事項別明細書14ページから1



5 ページに記載しています。

12 款分担金及び負担金につきましては、前年度比 19.6 パーセント減で、前年度を下回った主な要因が幼児教育の無償化施策に伴う保育料の減によるものです。決算書事項別明細書 14 ページから 17 ページに記載しています。

16 款財産収入につきましては、不動産売却収入で企業誘致等への利活用を図るため、長崎県から川棚港湾埋立地を購入、当該地の購入を希望する町内企業から購入要望があり、取得後当該地売却を行ったものです。決算書事項別明細書 24 ページから 27 ページに記載しています。

17 款寄附金につきましては、前年度比 101.5 パーセント増で、そのうち、ふるさと応援寄附金が 1,923 件、3,754 万 9,000 円となっています。決算書事項別明細書 26 ページから 27 ページに記載しています。

21 款町債につきましては、1 億 9,161 万円の増額で、前年度比 51.5 パーセント増となっています。決算書事項別明細書 30 ページから 31 ページに記載しています。以上で、歳入につきましてはの補足説明を終わります。

続きまして歳出でございます。決算書の 6 ページから 9 ページまでが歳出となります。決算書の 8 ページから 9 ページをお開きください。

歳出合計は予算現額 67 億 8,402 万 9,000 円に対し、支出済額 64 億 9,024 万 5,916 円、翌年度繰越額 1 億 266 万 2,000 円、不用額 1 億 9,112 万 1,084 円であり、予算現額と支出済額との比較は 2 億 9,378 万 3,084 円でした。よって、歳入歳出差引残額は 1 億 3,825 万 7,555 円でございます。

款ごとの説明につきましては、本日お配りしております補足説明資料の 2 ページの歳出に記載をしております。ここでは歳入と同様に、主なものについて説明をいたします。

2 款総務費につきましては、前年度比 34.4 パーセント増で、主に新庁舎建設事業費の支出が増加しており、仮庁舎として利用する郷土資料館及び第二別館の改修工事の費用、移転後の本館棟の解体工事の前払金の費用、建設及び改修に伴う実施設計業務の費用等です。決算書事項別明細書 32 ページ

ジから43ページ中の新庁舎建設費に記載しております。記載ページについては、後ほどご確認ください。

10款教育費につきましては、前年度比39.3パーセント増で、支出の増額は繰越明許をしていたブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金を活用し、各学校にエアコン設置工事を実施したことによるものです。決算書事項別明細書60ページから67ページ中のブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金事業費に記載しています。

11款災害復旧費につきましては、前年度比94.8パーセント増で、支出の増額は繰越明許をしていた川棚西部漁港三越防波堤災害復旧工事の完成によるものです。決算書事項別明細書66ページから69ページ中の漁港施設災害復旧費に記載しています。

13款諸支出金につきましては、歳入の16款財産収入でも説明いたしましたが、長崎県から川棚港湾埋立地を購入したもので、長崎県へ購入代金として支出したものです。決算書事項別明細書68ページから69ページ中の土地取得費に記載しています。以上、簡単ではございますが歳出につきましてはの補足説明を終わります。

なお、補足説明資料につきましては、3ページから4ページには歳入歳出それぞれの款項ごとの予算現額、収入済額、支出済額等を記載したものを、5ページには税・料金等の過去5年間の徴収率を記載しております。最後に、決算書事項別明細書74ページから79ページにかけて、財産に関する調書を記載いたしております。基金につきましては、78ページから79ページに記載をしておりますのでお開きください。

主な増減につきましては、歳入で説明しました森林環境譲与税の新設に伴い、増額分253万2,000円を基金に積み立てたものです。減額分は平成30年度から取り崩しをしています中山間ふるさと農村活性化基金100万円と役場庁舎建設基金につきましては、5,300万円を取り崩し、どちらも基金より一般会計へ繰り入れたものでございます。以上で簡単ではございますが、私の方からは説明を終わります。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** はい。それでは私の方からは、「令和元年度決算補足資料（一般会計）」とした資料を本日お配りしておりますので、この表について

ご説明の方をさせていただきます。この表につきましては、10年間における決算の推移を取りまとめたもので、決算統計からの引用により、長期的な観点から財政状況を比較検証するために毎年作成し、決算補足資料として配布を行っているものでございます。

まず、1ページの歳入決算の状況でございますが、各歳入の款ごとの10年間の推移を取りまとめております。そして、一番下の行になりますが、「町債－公債費（元金）」であります。これは新たな借入から元金返済を差し引くことによりまして、町の借金の減り具合というのを見て取れる行となっております。この行がマイナスでありますと、町の起債残高が減っているという状況で、これがプラスになると起債残高が増えているという状況になります。続きまして2ページの方をお願いいたします。

2ページ目につきましては、経常収支比率、積立金の残高、地方債現在高などを取りまとめた表となっております。表の上から8段目に、「 $B / (A + C + D)$ 」の欄が、財政指標として使われる経常収支比率でありまして、令和元年度が85.7パーセントでありました。参考としまして東彼杵町、波佐見町、そして類似団体の経常収支比率を掲げております。その下には積立金現在高、地方債現在高、そして下から2番目の行に財政力指数を掲げているものでございます。続きまして、3ページをお願いいたします。

3ページにつきましては、決算書と同じく款ごとの目的別決算の状況を取りまとめた表でございます。続きまして4ページのほうをお願いいたします。

4ページにつきましては、性質別決算の状況であります。この性質別では決算統計上のルールに沿って性質別に仕分けされたもので、義務的経費である人件費、公債費が減少傾向で、扶助費の増加傾向が継続しているといった傾向であります。そして5ページ、6ページにつきましては、この性質別決算の状況を波佐見町、東彼杵町、郡内他の2町の方も取りまとめてお付けしております。7ページの方をお願いいたします。

経常収支比率の推移のグラフでございます。経常収支比率は人件費、扶助費、公債費などの義務的経常経費に町税、普通交付税、地方譲与税などといった経常一般財源がどの程度充当されているかを示す比率であります。点線が財政指標として使われる経常収支比率で、令和元年度は85.7パーセ

ントとなっております、前年度から4ポイントの減であります。8ページの方をお願いいたします。

義務的経費であります人件費、扶助費、公債費の推移のグラフであります。人件費、公債費が減少傾向で、扶助費の増加傾向が継続しているといった状況が見て取れる表でございます。9ページ目をご覧ください。

積立金と地方債の現在高、そして町債と公債費元金償還額の推移のグラフであります。積立金につきましては、令和元年度が19億5,500万円程度ということで、前年度と比較して4,500万円程度減額しており、減額の主な要因としましては、新庁舎建設の本格化に伴い、平成30年度に引き続き庁舎建設基金を取り崩したことによるものでございます。また、地方債現在高につきましては、平成30年度まで年々減少しておりましたが、令和元年度では51億9,000万円程度、前年度から4,200万円増額しており、増額の主な要因としましては新庁舎建設事業や小中学校のエアコン設置事業に係る起債の影響によるものでございます。以上で補足資料についての説明を終わります。

**議 長** それでは次に、国民健康保険事業特別会計についての追加説明を求めます。健康推進課長。

**健康推進課長** それでは川棚町国民健康保険事業特別会計、令和元年度決算についてご説明をいたします。決算書の82、83ページをお開きください。

歳入における調定総額19億9,428万2,125円に対し、収入済額は19億2,568万4,895円で、収入率96.6パーセントとなっております。収入未済額の6,358万7,693円につきましては、そのほとんどが国民健康保険税の未済額となっております。不納欠損額500万9,537円を地方税法第18条の規定により不納欠損処分をしております。次のページをお願いします。

歳出における支出済額につきましては、18億2,325万273円となっております、予算総額19億2,460万8,000円に対しまして、94.7パーセントの執行率でありました。それでは103ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。収入総額19億2,568万4,89

5円、歳出総額18億2,325万273円で、歳入歳出差引額は1億243万4,622円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は1億243万4,622円となります。105ページをお開きください。

財産に関する調書です。基金の状況は記載のとおりでございます。年度内の積み立て3,000万350円を加えた1億969万9,152円の基金残高となっております。それでは成果報告書により説明をいたしますので、108ページをお開きください。

1. 決算の概要ですが、令和元年度国民健康保険事業における歳入額並びに歳出額につきましては、ここに記載のとおりでございます。先ほど実質収支に関する調書で報告をしたところでございます。

歳入につきましては、歳入総額に対する国民健康保険税の占める割合が15.9パーセント、県支出金が71.1パーセント、繰入金6.8パーセント、その他6.2パーセントとなっております。

3. 歳出につきましては、歳出総額のうち保険給付費の割合が73.8パーセントとなっており最も高くなっております。そのほか総務費0.6パーセント、国民健康保険事業費納付金22.1パーセント、保険事業費1.4パーセント、その他2.1パーセントの割合となっております。

なお、歳入歳出それぞれの事項別明細書は、決算書88ページから記載をいたしておりますので、お目通しいただきたいと思っております。以上で説明を終わります。

**議 長** 次に、後期高齢者医療特別会計についての追加説明を求めます。健康推進課長。

**健康推進課長** はい。それでは川棚町後期高齢者医療特別会計、令和元年度決算についてご説明をいたします。

この後期高齢者医療制度につきましては、保険料1割、現役世代の保険料4割、公費負担5割として国民全体で支える仕組みであり、歳入歳出については最終的には同じ額となります。精算は次年度で行うこととなります。決算書108ページ、109ページをお開きください。

歳入における調定総額1億8,571万7,969円に対し、収入済額は1億8,449万7,159円で、収入率は99.3パーセントとなっております。

ります。収入未済額の107万3,170円につきましては、後期高齢者医療保険料未済額であります。不能欠損額の14万7,640円を高齢者の医療の確保に関する法律第160条第1項の規定により不納欠損の処分をいたしております。次のページをお願いします。

歳出における支出済額につきましては、1億8,376万6,274円となり、予算総額1億8,423万1,000円に対して99.7パーセントの執行率でありました。決算書119ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。収入総額1億8,449万7,159円、歳出総額1億8,376万6,274円で、歳入歳出差引額につきましては73万885円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も同じく73万885円となります。それでは成果報告書によりご説明をいたしますので、成果報告書の121ページをお願いします。

1. 決算の概要でございますが、歳入額並びに歳出額はここに記載のとおりでございます。先ほど実質収支に関する調書で説明をしたところであります。

2. 歳入につきましては、歳入総額に対する後期高齢者医療保険料に占める割合が69.7パーセントであります。繰入金に占める割合が27.7パーセント、その他2.6パーセントとなっております。

歳出につきましては、歳出総額に対する総務費の割合が2.9パーセント、後期高齢者医療広域連合納付金の割合が97.0パーセント、諸支出金が0.1パーセントとなっております。

なお、歳入歳出それぞれの事項別明細書は、決算書114ページから記載をいたしておりますので、お目通しいただきたいと思っております。以上で説明を終わります。

**議 長** 続けて、介護保険事業特別会計についての追加説明をお願いいたします。健康推進課長。

**健康推進課長** はい。川棚町介護保険事業特別会計、令和元年度決算についてご説明をいたします。決算書122、123ページをお開きください。

歳入における調定総額14億218万4,593円に対しまして、収入総額は13億9,402万303円で、収入率99.4パーセントとなっております。収入未済額の752万7,310円につきましては、介護保険料未

済額であります。不納欠損額63万6,980円を介護保険法第200条第1項の規定により不納欠損処分をいたしております。次のページをお願いします。

歳出における支出済額につきましては、13億3,699万4,722円となり、予算総額13億9,344万6,000円に対して、95.9パーセントの執行率でありました。141ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。歳入総額13億9,402万303円、歳出総額13億3,699万4,722円で、歳入歳出差引額は5,702万5,581円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額の5,702万5,581円となります。143ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。元年度において基金利子を含む1,001万59円を介護保険給付費基金に積み立てており、年度末現在高は1億4,014万5,122円となっております。令和元年度につきましては、第7期介護保険事業計画の中間年度であり、概ね順調な財務状況であります。次に成果報告書により説明をいたしますので、125ページをご覧ください。

1. 決算の概要でございますが、令和元年度介護保険事業における歳入額並びに歳出額はここに記載のとおりでありまして、先ほど実質収支に関する調書で報告をしたところでございます。

2. 歳入ですが、歳入総額に対する主な歳入の割合につきましては、介護保険料20.4パーセント、国庫支出金23.0パーセント、支払基金交付金24.4パーセント、県支出金13.1パーセント、繰入金13.8パーセントとなっております。

3. 歳出につきましては、歳出総額の大部分90.8パーセントを保険給付費が占めており、総務費1.6パーセント、地域支援事業等費5.3パーセント、基金積立金0.7パーセント、諸支出金1.6パーセントとなっております。

なお、歳入歳出それぞれの事項別明細書は、決算書128ページから記載をいたしておりますので、お目通しいただきたいと思っております。以上で説明を終わります。

議 長 次に、観光施設事業特別会計についての追加説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長 はい。それでは、令和元年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定について、追加説明をいたします。決算書の157ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。歳入総額及び歳出総額ともに7,760万3,261円であります。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は0円となっております。次に決算書の146、147ページをお開きください。

歳入は不納欠損額、収入未済額ともに0円であります。次のページをお開きください。

歳出についてであります。支出済額7,760万3,261円は、予算現額の約97.8パーセントの執行率でありました。それでは成果報告書の140ページをお開きください。

第一総括の1. 決算の概要につきましては、令和元年度観光施設事業における歳入総額及び歳出総額を記載しておりますが、先ほど実質収支に関する調書でご説明したとおりであります。

2. 歳入につきましては、歳入総額に対する諸収入の占める割合は9.1パーセントで、一般会計繰入金が90.9パーセントであります。なお、歳入総額に対する観光事業収入の割合は9.1パーセントであります。前年度と比較しますと、8.2パーセントの減となっているところであります。観光事業収入につきましては、成果報告書の141ページに記載しておりますとおり、指定管理者基本協定書に基づき納付される観光事業収入であります。前年度納付額と比較し、約820万円の減となっております。また、当初予算額に対しまして、決算額は704万4,004円となった理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により特に3月期の宿泊等の相次ぐキャンセルによる影響が大きく響いた結果であります。

成果報告書の140ページに戻っていただきまして、3. 歳出につきましては、歳出の総額のうち観光施設事業費の割合が77.1パーセント、公債費が22.9パーセントであり、予備費の支出はありません。決算書には歳入歳出決算事項別明細書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。



ます。後ほどお目通しいただければと思います。以上で説明を終わります。

**議 長** 次に、下水道事業会計についての追加説明を求めます。水道課長。

**水道課長** はい。それでは、認定第6号「令和元年度川棚町下水道事業会計決算」についてご説明いたします。決算書の11ページをお開きください。

1. 概況の(1)総括事項ですが、令和元年度における川棚町下水道の整備状況は、処理区域面積が304.8ヘクタールとなりました。

年間総有収水量は79万8,319立方メートルで、前年度に比べ1万4,823立方メートルの減少となりました。この有収水量につきましてはすべての用途で減少しており、一般で2,775立方メートル、事業所で1,193立方メートル、学校で2,783立方メートル、官公署で7,841立方メートル、井戸水等の利用者で231立方メートル減少したためであります。

次に経営の状況ですが、決算書1、2ページをお開きください。収益的収入及び支出について消費税込みの金額です。収入の第1款下水道事業収益の決算額は、5億1,962万9,324円であります。支出の第1款下水道事業費用の決算額は5億3,436万5,424円であります。次に決算書3、4ページをお開きください。

資本的収入及び支出について、消費税込みの金額であります。収入の第1款資本的収入の決算額は2億8,186万1,600円であります。支出の第1款資本的支出の決算額は4億4,199万94円、また、翌年度への繰越額の2,018万8,000円は地方公営企業法第26条の規定による繰越額で、去る6月議会定例会において繰越計算書の報告をいたしましたとおり、下水道管路施設のストックマネジメント及び耐震診断業務に係るものであります。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、4ページの表下に記載のとおり補てんを行っております。次に決算書5、6ページをお願いいたします。

このページには、損益計算書を記載しております。5ページ最下行に経常利益(△の場合は経常損失)を記載しておりますが、2,032万5,023円の経常損失となっております。6ページでの5特別利益と6特別損失は

発生しておりませんので、経常損失の額がそのまま当年度純損失となり、次の前年度繰越欠損金を加算した4,156万7,017円が当年度未処理欠損金となっております。

7、8ページには余剰金計算書、9、10ページには貸借対照表、11ページからは事業報告書を記載しており、11ページには1.概況、12、13ページには工事の概要、14ページには3.業務、15、16ページには4.会計、17、18ページにはキャッシュフロー計算書、19、20ページには固定資産明細書、21ページから26ページには企業債明細書、27ページから最終ページ31ページには収益費用明細書及び資本的収支明細書を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。

**議 長** 続けて、水道事業会計の追加説明を求めます。水道課長。

**水道課長** はい。それでは、認定第7号「令和元年度川棚町水道事業会計決算」についてご説明いたします。決算書の11ページをお開きください。

1.概況の(1)総括事項ですが、令和元年度における川棚町上水道の給水状況は、給水区域内人口1万3,792人で、その約99.8パーセントにあたる1万3,763人に給水しております。年間総配水量は196万7,168立方メートルで、前年度に比べ13万1,375立方メートルの減少となりました。

年間総有収水量は177万2,636立方メートルで、前年度に比べ11万8,710立方メートルの減少となりましたが、有収率については前年度と同じく90.1パーセントとなっております。この有収水量につきましてはすべての用途で減少しており、一般で4,957立方メートル、官公署で9,925立方メートル、事業所で3,167立方メートル、工場で10万661立方メートル減少したためであります。次に経営の状況ですが、決算書の1、2ページをお開きください。

収益的収入及び支出について、消費税込みの金額であります。収入の第1款水道事業収益の決算額は3億3,878万4,511円であります。支出の第1款水道事業費用の決算額は3億1,983万5,300円であります。次に決算書3、4ページをお開きください。

資本的収入及び支出について、消費税込みの額であります。収入の第1款資本的収入の決算額は715万8,840円であります。支出の第1款資本的支出の決算額は9,366万142円であります。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、4ページの表下に記載のとおり補てんを行っております。次に5、6ページをお開きください。

このページには損益計算書を記載しております。5ページ最下行に経常利益を記載しておりますが、1,407万96円の経常利益となっております。

6ページの5特別利益と6特別損失は発生しておりませんので、経常利益の額がそのまま当年度純利益となり、次の前年度繰越利益剰余金を加算した4,954万5,663円が当年度未処分利益剰余金となっております。この未処分利益剰余金につきましては、議会の議決を得てその一部をその翌年度の収益に応じ、建設改良積立金と減債積立金へ積み立てを行うものとしておりますが、山道浄水場第7次拡張工事による減価償却費に多額の費用を要する状況であり、今後数年間は収益が悪化することが見込まれるため、昨年度に引き続き次年度以降の収益を担保するため、各積立金の積み立ては行わず、未処分利益剰余金として留保することとしております。以上のことから、令和元年度においても未処分利益剰余金の処分の件は上程しておりませんことを申し添えます。

次に7、8ページには剰余金計算書、9、10ページには貸借対照表、11ページからは事業報告書を記載しており、11、12ページには1. 概況、12、13ページには2. 工事の概要、14ページには3. 業務、15、16ページには4. 会計、17、18ページにはキャッシュフロー計算書、19、20ページには固定資産明細書、21、22ページには企業債明細書、23ページから最終ページの27ページには収益費用明細書及び資本的収支明細書を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。

**議 長** ここでしばらく休憩をいたします。

(11:01)

(…休 憩…)

(11:15)

**議 長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**議 長** 水谷議員は所要により中途欠席としております。ただいま各会計についての説明を受けましたので、これから質疑を行います。決算内容については成果報告書にも詳しく記載をしてあり、監査委員による決算審査意見書等もお手元に配布をされております。さらに、決算審査特別委員会に付託する予定でありますので、この点お含みのうえ、各会計の歳入・歳出及び全般にわたり、政策的なもの、あるいは総括的なものとなるようご協力をお願いをいたします。なお、議事整理上、一般会計と特別会計の会計ごとに分けて質疑を行います。川棚町議会会議規則における質疑に関する規定では、質疑回数は1議題につき3回との原則であります。会計ごと3回までの質疑を許可する議事運営といたします。

**議 長** はじめに、認定第1号「令和元年度川棚町一般会計決算認定」に対する質疑を行います。質疑はありませんか。田口議員。

**8 番 田 口** 極めて基礎的なことかもしれないんですがお聞きしますけども、この決算書の8ページ、9ページで支出済額などに翌年度繰越額っていうのがあって、1億266万2,000円の翌年度繰越額があるんですけども、この翌年度繰越額と、それから最初に説明のあった繰越明許費繰越額っていうもの2,000万円との関係はどのようになっているのかということをお聞きしたいと思います。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** はい。まず9ページの翌年度繰越額でございますが、これにつきましては平成30年度から令和元年度に繰り越された額でございます。で、71ページの繰越明許費繰越額ですね、こちらにつきましては令和元年度から令和2年度に繰り越す分でございます。以上でございます。

**議 長** 田口議員。

**8 番 田 口** すいません私が聞いたのは、8ページ、9ページですので、歳出の部分なので、予算に対して支出済額があって、翌年度繰越額と不用額があるという感じで思ってるんですけども、だからそのやっぱり元年度から2年度に、9ページにある翌年度というのは、令和2年度のことではないかと思ってるんですけど。

**議 長** 企画財政課長。

企画財政課長 すいません、間違えた説明をしてしまいました。8ページ、9ページに掲げてあります翌年度繰越額、これにつきましては令和元年度から令和2年度に繰り越しをする額ということでございます。申し訳ございませんでした。それとですね、71ページでございます。71ページの繰越明許費繰越額というのは、一般財源の分を繰り越す額がこちらの2,007万ということでございます。申し訳ございませんでした。

議 長 ほかに質疑はありませんか。田口議員。

8 番 田 口 その一般財源を繰り越す額っていうのがちょっとよくわからないんですけど。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。翌年度に繰り越す分につきましては、令和元年度の事業のうち一般財源の部分だけを翌年度に繰り越しまして、それに係る補助事業であれば、その補助金等につきましては、令和2年度の方で受けるという形になりますので、元年度で繰り越す分につきましては一般財源のみということになります。以上でございます。

議 長 田口議員。

8 番 田 口 ですから、結局は簡単に言えば2,007万円の繰越明許費は9ページに書いてある1億200万円の内数であるということですね。

企画財政課長 そうでございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで認定第1号「令和元年度川棚町一般会計決算認定」の質疑を終わります。

(11:23)

議 長 続いて、認定第2号「令和元年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」について質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいですね。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで認定第2号「令和元年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」の質疑を終わります。

( 1 1 : 2 4 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** 続いて、認定第3号「令和元年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」に対する質疑を行います。よろしいですか。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで認定第3号「令和元年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」の質疑を終わります。

( 1 1 : 2 4 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** 続いて、認定第4号「令和元年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで認定第4号「令和元年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」の質疑を終わります。

( 1 1 : 2 5 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** 続いて、認定第5号「令和元年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで認定第5号「令和元年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」の質疑を終わります。

( 1 1 : 2 5 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** 続いて、認定第6号「令和元年度川棚町下水道事業会計決算認定」に対する質疑を行います。よろしいですか。

(発言なし)

**議**            **長** 質疑なしと認め、これで認定第6号「令和元年度川棚町下水道事業特別会計決算認定」の質疑を終わります。

( 1 1 : 2 6 )

**議**            **長** 次に、認定第7号「令和元年度川棚町水道事業会計決算認定」に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「な し」の声あり

**議**            **長** 質疑なしと認め、これで認定第7号「令和元年度川棚町水道事業会計決算認定」の質疑を終わります。

( 1 1 : 2 6 )

**議**            **長** お諮りします。ただいま議題となっております、認定第1号「令和元年度川棚町一般会計決算認定」から認定第7号「令和元年度川棚町水道事業会計決算認定」は、さらに予算の執行状況、その他内容的に審査を加える必要があらうかと思われまますので、13人の委員で構成をする決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思ひますが異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議**            **長** 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第7号までの令和元年度各会計決算認定等については、13人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定をいたしました。

**議**            **長** 決算審査特別委員会の委員の選任については、川棚町議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、議長が会議に諮って指名することになっております。

決算審査特別委員会の委員は、議長を除く議員13人を指名したいと思ひますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をしました議員を決算審査特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ただいま設置いたしました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、このあと休憩をいたしますので、川棚町議会委員会条例第9条第1項の規定により、第1委員会室において委員会を開き、正副委員長を互選していただきたいと思います。併せて、分科会審査区分等の決定もお願いをいたします。

なお、委員会での決定事項については、委員長から議長まで報告をお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ここでしばらく休憩をいたします。

( 1 1 : 2 8 )

(…休 憩…)

( 1 1 : 4 1 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** お手元に配布をしております決算審査特別委員会名簿のとおり、決定した旨の通知を受けましたので報告をいたします。

委員長に田口一信委員、副委員長に炭谷猛委員、また、分科会の正副主査を常任委員会の正副委員長とすることに決定をいたしました。以上のとおりであります。

決算審査特別委員会での付託区分及び日程案については、決算審査付託区分表及び決算審査日程表のとおりであります。

決算審査特別委員会では十分な審査を行っていただき、本定例会最終日までに審査報告書の提出をお願いをいたします。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

( 1 1 : 4 2 )



地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 村井達己

会議録署名議員 堀池浩

会議録署名議員 山口隆